資料１

○八尾市芸術文化振興審議会規則

令和３年３月31日規則第71号

改正　　令和４年３月24日規則第10号

八尾市芸術文化振興審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、八尾市芸術文化基本条例（令和４年八尾市条例第13号。以下「条例」という。）第11条第３項の規定に基づき、八尾市芸術文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議する。

（１）　芸術文化の振興に関すること。

（２）　条例第10条第１項に規定する基本計画の策定及び変更並びに進捗に関すること。

（３）　その他条例第１条に規定する施策の推進に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

（１）　学識経験者

（２）　公募の市民

（３）　その他市長が適当と認める者

２　審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため、臨時委員を置くことができる。

３　臨時委員は、市長が委嘱する。

（任期等）

第４条　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面等による審議）

第７条　会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（ワーキング部会）

第８条　審議会は、必要があると認めるときは、審議会にワーキング部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長が部会の委員の中から指名する。

４　部会長は、部会の会務を統括し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

５　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

６　前２条の規定は、部会について準用する。

（関係者の出席）

第９条　会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第10条　審議会の庶務は、魅力創造部文化・スポーツ振興課において行う。

（委任）

第11条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月24日規則第10号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。